

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類		整備技術利用仕様書	
	性質による分類		個 別 仕 様 書	
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊クラウドシステム [宇宙サービス（SSA運用）]		3補LPS-X58474	
			大 臣 認	令和 年 月 日
			作 成	令和 8年 7月30日
			改 正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
	技術支援		作 成 部 隊 等 名	第 3 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ACIベースラインに基づき整備する航空自衛隊クラウドシステム（以下，“空自クラウド”という。）において、宇宙状況把握センサーシステムやJAXAレーダー等から各種情報を集約，処理し，宇宙物体を常時把握することにより各種作戦を実施するためのサービスである空自クラウド[宇宙サービス（SSA運用）]について，宇宙物体の観測及び宇宙物体軌道情報生成・分析に関する支援事項を実施するための技術支援について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，C&LPS-Y00010によるほか，表 1 による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり，適用させる必要がある場合は，分任支出負担行為担当官（以下，“分支担当”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお，引用文書に定める内容が，この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は，この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS X 6249 80mm（1.46GB／面）及び120mm（4.70GB／面）DVDレコーダブルディスク（DVD-R）

b) 仕様書

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

c) 法令等

品名	航空自衛隊クラウドシステム〔宇宙サービス（SSA運用）〕 技術支援
----	--------------------------------------

著作権法（昭和45年法律第48号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔2026年（令和8年）6月12日デジタル社会推進会議幹事会決定〕

2 役務に関する要求

2.1 実施期間及び役務時間

実施期間及び役務時間は、調達要領指定書による。

2.2 役務実施場所

第1宇宙作戦群（府中基地）及び契約相手方施設

2.3 役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たり次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に第1宇宙作戦群（以下、“役務対象部隊”という。）の監督官と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“臨時技術員”という。）を確保する。
- b) 臨時技術員は、次に示す知識等を有する。
 - 1) B3, CCSDS, GEOSC, JSON等の観測データに関するフォーマットの知識を有する。
 - 2) 観測データから対象宇宙物体の軌道歴に関する分析・処理する技術を有する。
 - 3) 宇宙物体の軌道歴データから宇宙物体状況を分析する技術を有する。
- c) 臨時技術員は、b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有する。
- d) 臨時技術員は、他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる体制にある。
- e) 契約の相手方は、契約の締結時において有効なデータ提供権を有する。
- f) 光学望遠鏡による観測データ（静止軌道）は、地球表面上で最低2拠点以上の観測能力を有する。
- g) レーザ測距による観測データ（低軌道）は、地球表面上で1拠点以上の観測能力を有する。

品名	航空自衛隊クラウドシステム〔宇宙サービス（SSA運用）〕 技術支援
----	--------------------------------------

2.4 役務内容

契約の相手方は、役務対象部隊が実施する宇宙物体の観測及び宇宙物体軌道情報生成・分析において次の事項を支援する。

なお、対象宇宙物体の範囲を表2、配信する観測データ（光学望遠鏡にて取得したデータ）を表3、配信する観測データ（レーザ測距にて取得したデータ）を表4に示す。

2.4.1 宇宙物体のデータ収集及び配信

契約の相手方は、対象宇宙物体の観測データの収集を行い役務対象部隊に配信する。

なお、配信要領は、ネットワーク上のデータを更新することにより配信する。配信結果については、1か月毎を基準に作成する対象観測データ配信通知に記載する。対象観測データ配信通知については、表5に示す。

2.4.2 宇宙物体軌道情報生成・分析支援

役務対象部隊が実施する宇宙物体軌道情報の生成及び分析において、次の事項を支援する。

- a) 役務対象部隊が指定する宇宙物体の観測可否分析・調整に関する助言
- b) 軌道歴データ作成に関する分析支援
支援回数は、月12回で1回当たり15物体を基準とする。
- c) カタログ化に係る支援
- d) 役務対象部隊が実施する宇宙物体の状況分析結果作成に係る支援
支援回数は、2か月に1回とする。

2.5 臨時技術員の改善

臨時技術員の改善は、C&LPS-Y00010の2.3による。

2.6 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

2.7 再委託

再委託は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づき、次により実施する。

- a) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及

品 名	航空自衛隊クラウドシステム [宇宙サービス (SSA運用)] 技術支援
-----	--

び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下、“再委託先名等”という。）について記載した文書を提出し、分支担当の承認を受けなければならない。

- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、分支担当の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、b)又はc)により再委託を行う場合には、契約の相手方が分支担当に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し4.3に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先の事業者から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) b)又はc)に基づき再委託先の事業者業務を履行させる場合は、全て契約の相手方の責任において行い、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- f) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担当の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 実施計画書

契約の相手方は、本役務の実施に先立ち、実施体制、実施要領等を記載した実施計画書を作成し、航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長（以下、“計画2課長”という。）の確認を受け、表6の1のとおり提出する。

4.1.2 対象観測データ配信通知

契約の相手方は、2.4.1により対象観測データ配信通知を作成し、役務対象部隊の監督官の確認を受けて、表6の2のとおり提出する。

4.1.3 支援成果報告書

契約の相手方は、2.4の各支援事項の結果を取りまとめた支援成果報告書を作成し、計画2課長の確認を受けて、表6の3のとおり提出する。

4.2 臨時技術員届

臨時技術員届は、C&LPS-Y00010の3.1による。

なお、契約の相手方は、役務の実施に当たり、臨時技術員に携行させる。

品名	航空自衛隊クラウドシステム〔宇宙サービス（SSA運用）〕 技術支援
----	--------------------------------------

4.3 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。

4.4 立入制限場所への立入り

立入制限場所への立入りは、C&LPS-Y00010の3.2 による。

4.5 役務対象部隊における支援

契約の相手方は、次の事項について役務対象部隊の支援を必要とする場合は、役務対象部隊の監督官と調整し、許可を得た範囲で支援を受ける。

- a) 役務対象部隊の保有するデータ、資料の閲覧に関する事項
- b) 役務実施場所等の提供及び設備備品の使用
- c) 会社搬入器材等の保管場所の提供
- d) 設置場所等への立入りに関する事項
- e) 役務実施場所等で作業を実施する場合の電力及び用水の使用
- f) その他、役務対象部隊が必要と認めた事項

4.6 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、次による。

- a) 契約の相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより表6に示す提出先部隊に提出された著作物〔契約相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けた第三者固有の技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物を除く。〕の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ）について、提出書類は表6に示す提出先部隊に提出時に、全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、防衛省に譲渡する。
- b) 契約の相手方は、提出書類に契約の相手方固有の技術資料が含まれる場合は、提出書類に当該技術資料である部分を明示し、当該技術資料であることを判別できるようにする。
- c) 契約の相手方は、a)により防衛省が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作権者人格権を行使しない。また、契約の相手方は、当該著作物の著作権者が契約の相手方以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないよう必要な措置をとる。
- d) 防衛省は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより、表6に示す提出先部隊に提出された契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物につき、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、防衛省又は防衛装備庁の内部において利用（契約の相手方が提出書類に利用を認めない旨記

品名	航空自衛隊クラウドシステム〔宇宙サービス（SSA運用）〕 技術支援
----	--------------------------------------

載した部分の利用を除く。)することが可能である。

- e) 防衛省は、契約の相手方が、a)により防衛省が譲渡を受けた著作権に係る著作物の利用の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾し、著作権の実施料の支払いその他必要な事項は、協議して定める。
- f) e)に関わらず、契約の相手方は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、a)により防衛省が譲渡を受けた著作権に係る著作物を利用することが可能である。

4.7 障害等におけるデータの配信

契約の相手方は、障害等によりデータの配信が不能な場合又は異常がある場合は、速やかに役務対象部隊に通報する。また、天象、気象、天災等の止むを得ない理由を除き、契約相手方の事由によるデータの配信が中断した場合は、24時間以内にそれを復旧させる。復旧できない場合は、その他の手段によって対応する。細部は、役務対象部隊の監督官との調整による。

4.8 配信データ利用に関する権利

契約の相手方は、配信したデータについて次のとおり実施する。

- a) 配信したデータの所有権は契約の相手方が所有するが、役務対象部隊には原則無期限の使用権を提供する。
なお、配信したデータは役務対象部隊内で使用する。
- b) 配信したデータを加工、分析、編集、統合等することによって不可逆的な方法で役務対象部隊が派生情報を作成することを許容する。この場合、派生情報の権利は役務対象部隊に帰属する。

表 1－用語の定義

番号	用語	定義
1	空自クラウド [宇宙サービス (SSA運用)]	共通プラットフォーム上に構築され, SSAセンサーシステム, JAXA及び米軍等が保有する各種情報を集約処理し, 宇宙物体を常時把握するシステム
2	技術支援	役務対象部隊が実施する宇宙物体の情報収集, 処理及び分析に対し, 宇宙状況把握に必要な宇宙物体の観測データの収集及び宇宙物体軌道情報生成・分析の精度を高めるために必要な助言及び技術的分析
3	静止軌道帯	赤道上空約 35,786km を基準とした高度をいう。
4	低軌道帯	地表面から 2,000km 以下を基準とした高度をいう。
5	カタログ化	観測情報及び軌道歴に係る対象宇宙物体の識別ID, 傾斜角, 種別 (ロケット本体, デブリ, 衛星), 所有者 (保有国) 情報のデータベース化
6	ACI (Air self defense force Cloud Computing Infrastructure)	航空自衛隊クラウド基盤と同意。 なお, 整備事業名称及び情報システム関連規則体系で適用する名称としては, “航空自衛隊クラウドシステム” と読み替える。
7	ACI ベースライン	ACI ベースラインは, 集約・統合する情報システムの共通プラットフォーム, 共通サービス, セキュリティサービス及び個別サービスの各機能並びにシステム構成及び責任分界点等を明確にするために記述した文書
8	B3	米国空軍が開発した, 地球周回物体の観測データを記載するためのフォーマット (地上及び軌道上から観測されたレンジ, レンジレート, 角度情報及びそのエポック時を含む。)
9	CCSDS (Consultative Committee for Space Data System)	各国の宇宙データ通信システムに係る標準化を推進する宇宙データシステム諮問委員会により定められたデータのフォーマット
10	GEOSC (Geodynamics Experimental Ocean Satellite-C)	米国航空宇宙局 (NASA: National Aeronautics and Space Administration) が各国の地球観測科学衛星の軌道決定のため, 各種観測データを共通に使用できるように作成したフォーマット

表 1－用語の定義（続き）

番号	用語	定義
1 1	J S O N (Java Script Objection Notation)	データ変換が容易な Java Script を用いたデータのフォーマット（J S O Nの使用は宇宙システムに限らず、情報システムに対して普遍的に使用される）
1 2	軌道歴	各時刻での宇宙物体の位置や速度が含まれる情報の名称

表 2－対象宇宙物体の範囲

対象領域	範囲	データ取得要領
静止軌道帯	東経 1 0 度から 7 5 度	光学望遠鏡
	東経 7 5 度から西経 1 6 5 度	光学望遠鏡
低軌道帯	—	レーザ測距

表 3－観測データ（光学望遠鏡にて取得したデータ）

種別	条件等
観測データ	1 実施期間中、毎日、経度範囲で観測された全物体の観測データを提供可能 2 B 3, C C S D S, G E O S C, J S O N等、役務対象部隊が指定する標準的なデータフォーマットにより提供可能 3 役務対象部隊が指定する 5 個の宇宙物体を重点的に観測可能、かつ、宇宙物体の指定は週 1 回変更可能
静止画	1 役務対象部隊により対象物体又は領域及び時刻を指定可能（月 2 0 枚を上限） 2 静止画フォーマットは J P E Gを基準とする。
動画	1 役務対象部隊により対象物体又は撮影時刻が指定可能（月 1 0 個を上限） 2 動画フォーマットは M P E Gを基準とする。

表 4－観測データ（レーザ測距にて取得したデータ）

種別	条件等
観測データ	1 低軌道帯の観測データが提供可能 2 B 3, C C S D S, G E O S C, J S O N等, 役務対象部隊が指定する標準的なデータフォーマットにより提供可能 3 役務対象部隊が指定する宇宙物体を実施期間中 1 回以上, 1 回につき 4 日間集中的に観測可能

表 5－対象観測データ配信通知（基準）

契約番号：

対象観測データ配信通知			
下記のとおり、配信データを配信したので通知する。			
番号	項目	内容	
1	配信期間	年 月 日～ 年 月 日	
2	データ種別	配信時刻	物体名
3	配信件数		
年 月 日 会社名： 代表者名：			
対象観測データ配信通知受領			
表記について、対象観測データ配信通知を受領した。			
年 月 日 受領者 官名又は階級： 氏 名：			

表 6－提出書類

番号	名称	提出時期	提出先	提出形式	部数
1	実施計画書	役務開始の 1 週間前 までに	航空幕僚監部防衛 部事業計画第 2 課	印刷用紙 又は 電子データ	1
			役務対象部隊		1
			第 3 補給処 ^{a)}		1
2	対象観測データ 配信通知	月 1 回を基準	役務対象部隊	印刷用紙	1
3	支援成果報告書	納期までに	航空幕僚監部防衛 部事業計画第 2 課	電子データ	1
			役務対象部隊		1
4	臨時技術員届	実施計画書と併せて	第 3 補給処 ^{a)}	印刷用紙	3
注記 1 印刷用紙の寸法は、JIS P 0138 の A 4 とする。 注記 2 電子データの提出は、電子メール可とし、電子媒体で提出する際は、JIS X 6249（120mm ディスク）による。 注記 3 電子データのファイル形式は、Word等編集可能なもの及びPDFとする。 注^{a)} 提出先は、分支担当とする。					

調達要領指定書	統 制 番 号	M 2 6 K - 0 2 1 A J Q 7 E - N P 9 - 0 0 0 1						
	調 達 要 求 番 号	D P 2 3 5 1 2 0 2 6 0 8 0 6 8 0 0 3						
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 8 月 6 日						
	作 成 部 課	資材計画部資材計画課						
	作 成 年 月 日	令和 8 年 8 月 6 日						
件 名	航空自衛隊クラウドシステム [宇宙サービス (SSA運用)] 技術支援							
仕 様 書 番 号	3 補 L P S - X 5 8 4 7 4							
指定事項： 2.1 実施期間及び役務時間 (1) 実施期間 実施期間は、令和 8 年 1 2 月 1 9 日から令和 9 年 9 月 3 0 日までとする。 (2) 役務時間 最大 4 0 8 時間とする。役務時間の内訳は下表のとおり。 <table><tr><td>役務場所</td><td>役務時間 (最大)</td></tr><tr><td>第 1 宇宙作戦群 (府中基地)</td><td>9 4 時間</td></tr><tr><td>契約相手方施設</td><td>3 1 4 時間</td></tr></table> 以下余白			役務場所	役務時間 (最大)	第 1 宇宙作戦群 (府中基地)	9 4 時間	契約相手方施設	3 1 4 時間
役務場所	役務時間 (最大)							
第 1 宇宙作戦群 (府中基地)	9 4 時間							
契約相手方施設	3 1 4 時間							